

チェック日		蜜蜂	・セイヨウミツバチ ・ニホンミツバチ
対象農場：対象養蜂場		住所	
審査担当者：チェック者氏名		資格	

養蜂GAP適合基準項目							チェック欄 該当に「1」を入力		
区分	項目 番号	項目	基準 番号	管理対象／管理工程／取組み要求事項	適合基準	(参考) 範囲／対象及び取組例	適合	不適合	該当外
1	1	養蜂場管理の見える化	1	・蜜源の把握／取扱施設／地図の整備	・養蜂場の周辺の様子や主要な蜜源が把握できる地図を保持していること。	・地図により、巣箱の設置場所から半径2kmの範囲の様子が把握できることを含む。			
					・取扱施設やその周辺の様子が把握できる地図を保持していること。	・届出に基づいて蜜源の地図、年間の蜜源のスケジュール(蜜源のカレンダーのようなもの)を作成し、地図から主要な蜜源を説明できることを含む。			
					・地図は、少なくとも年1回、更新されていること。	・取扱施設には、本店(自宅)、養蜂産品取扱施設、機材・資材関連倉庫、廃棄物の一時保管、処分場所等を含む。			
			2	・養蜂場の届出・許可等、必要な手続きの遵守	・養蜂振興法に基づき、都道府県に必要な届出を行っていること。	・地図の見直しは、飼養届の都度、行われていることを含む。			
					・養蜂事業の開始から、または他から蜂群を導入する、蜂群を移動するつど、「転飼申請」を行い、許可を得ていること。	・更新は見直しの結果、変更なしの場合も含む。			
					・養蜂産品を明らかにし、関連する法令を遵守していること。	・届出の受領が確認できる書類、各種の届出書類(転飼届等)関連の写し等を手元に保管し、必要な都度、閲覧できる状態にすることを含む。			
	3	・養蜂場の規模／組織体制の明確化	・養蜂産品取扱施設の営業許可等、必要な届出を行っていること。	・飼養する蜂群数、巣箱の数は、届出時点で正確であることを含む。					
			・国や自治体等の補助事業を活用している場合、仕様や用途等を遵守していること。	・必要な届出には、巣箱の設置場所の土地所有者の使用許諾等を含む。					
			・その他、消防法、自然保護地域での活動、地域の取決め等必要な届出を行っていること。	・土地所有者の使用許諾等の更新頻度は、都道府県に確認していることを含む。					
	2	経営者の責任	・経営者による組織、品質、飼養管理等の見直し	・養蜂場、養蜂場ごとの飼養(予定／最大)群数、蜜源等を説明できること。	・許可証等の掲示が必要な場合は、その実施を含む。				
				・養蜂事業の概要、生産する養蜂産品もしくはサービス(ポリネーション)、及びその販売／供給予定量を提示できること。	・養蜂の開始、転飼は許諾を得てから実施していることを含む。				
				・事業の経営、養蜂場の管理、養蜂産品の衛生管理、飼養管理、労働安全の責任者等、本「養蜂GAP」が求める責任者を説明できること。	・ハチミツ、プロポリス、ローヤルゼリー、巣蜜、花粉、蜜蝋(=化粧品・医療用品、家庭用品、雑貨)、種蜂、ポリネーション用ミツバチなど、養蜂産品ごとに応じた関連法規の規格、表示、届出、許認可等を含む。				
3	方針の策定と共有	・養蜂場(活動)の運営方針の明確化	・収入がある場合には、事業として適切に税務申告していることを含む。	・ハチミツ等、食品となる養蜂産品の取扱いは食品衛生法に基づく届出の提出を含む。					
			・インボイス制度を理解し、対応していることを含む。	・直売所等で販売している場合は、直売所等の表示のチェックを受けている。					
			・経営者の見直しにより、次年度の計画を立案していること。	・畜産振興等のための補助事業を活用している場合、目的外の使用、改造等を行わず、適切に報告を行う、監査を受ける等、対応していることを含む。					
			7	・養蜂場(活動)の運営方針の明確化	・養蜂についての運営方針が明確であること。	・組織図を用意する、責任者ごとの役割分担、責任範囲、付与されている権限を含む。			
					・養蜂の運営方針にはコンプライアンス、食品安全、環境保全、労働安全、継続的な改善が含まれていること。	・情報源となる業界団体、販売先、動物用医薬品メーカー、獣医師、直売所等の連絡先、HPを一覧で把握できるようにすることを含む。			
					・計画には、事業の計画、養蜂場の運営、飼養管理等を含む。				

養蜂場経営の管理	4	生産計画	8	・方針の周知	・養蜂の運営方針が事業の従事者または、参加メンバーに周知されていること。 ・養蜂の運営方針の周知により、方針に基づいた管理が従業員や参加メンバーの意識に行き渡っていること。	・周知の方法には、作業場への掲示、朝礼での確認、手順書等の配布などを含む。				
			9	・年間スケジュールの策定	・養蜂の年度に合わせ、年間の養蜂場の管理、作業の予定を含む年間スケジュールを説明できること。 ・年間スケジュールに基づき、必要な資源が確保されていること。	・養蜂場の管理には、必要な届出、移動、他者との協議、衛生管理、養蜂製品の出荷、越冬、越冬時の観察頻度等を含む。 ・必要な資源には、土地、蜜源、施設、機材・器具、運搬用車両、動物用医薬品、人材等を含む。				
			10	・生産量の計画の立案	・年間スケジュールに基づき、事業として提供する養蜂製品の数量、サービスの期間の予定、計画が説明できること。 ・年間スケジュールを養蜂場の管理や提供する養蜂製品の数量、サービスの質等の実績を参考に、見直ししていること。					
	5	必要な手順書の整備	11	・組織の運営、管理のための手順書の整備	・養蜂場の運営及び事業の承継、継続、周知のために必要な事項を整理し、手順書に定め、記録していること。 ・定められた手順書に基づき、必要な記録を明確にしていること。	・必要な事項を整理し、手順書に定めることについては、本「養蜂GAP」に求められる計画、一覧、手順書等及び、養蜂場自ら必要と判断した養蜂業の届出の手順、採蜜方法のマニュアル等を含む。 ・本「養蜂GAP」にて手順書が要求されている項目は、本書巻末に一覧にしているため、これを含む。 ・必要な記録には、法律制度の届出等の実施、事業継続のための会議や教育訓練、資材やサービスの入手、養蜂製品の販売や提供したサービスの実績、必要な作業の実行等を含む。				
			12	・手順書の周知	・手順書の見直しの内容は、従業員など関係者に周知されていること。 ・手順書の内容が、実態と整合していること。					
			13	・手順書の見直し	・法律制度や事業内容の変更、養蜂場の運営や事業計画の変更等に基づき、手順書を見直ししていること。	・見直しの対象には、記録の様式、内容も含む。				
					・手順書への違反があった場合、適切に対処していること。	・手順書への違反があった場合、その内容と原因を記録していることを含む。 ・違反の原因に基づき、手順書の見直し、周知徹底を行っていることを含む。				
	6	記録の作成と保管	14	・事業継続のための記録の作成	・養蜂場の運営及び事業の承継、継続、周知のために必要な記録を定め、作成していること。	・いつ、どのような届出、許認可の申請等が必要か、記録することを含む。				
			15	・記録ごとの保管年限／保管方法のルール	・養蜂場の運営及び事業の承継、継続、周知のために必要な記録について、保管年限を定めていること。 ・必要な記録は、定めた保管年限を守って保管されていること。 ・飼養管理、生産工程管理、衛生管理等の記録は、必要な期間、保管されていること。	・事業の承継、継続のために必要な記録には、自らの飼養（巣箱の設置、蜂群の導入、肉食性蜂類の襲撃を確認した日付、対策の設置及び撤去等）、生産工程の管理（採蜜日、採蜜量、糖度等）、養蜂製品取扱（保管、出荷等）の記録を含む。 ・法律制度や取引先からの要求により保管年限が定められた記録については、その保管年限が守られていることを含む。 ・飼養管理、生産工程管理、衛生管理等の記録については、生産、出荷した養蜂製品の品質を保証できる期間以上、保管されていることを含む。 ・事業活動に関連し、法令等により保管年限が定められている記録として販売、雇用、廃棄物処理等があることを含む。				
			16	・必要な記録の閲覧が可能であることの確保	・必要な記録は、閲覧可能な状態に整理されていること。	・閲覧可能な状態には、整理してファイリングされていること、必要な都度、記録を取り出せること、内容を照合できることを含む。				
	7	契約の管理	17	・養蜂場の借受け契約	・事業の継続のため、養蜂場に関連する土地等の借受けが担保されていること。 ・事業の継続のため、利用する施設、設備、機械、使用する水等の借受けが担保されていること。	・養蜂場に関連する土地等には、本店の所在地、巣箱の設置場所、養蜂製品取扱施設、機材・資材関連倉庫、廃棄物の一時保管、処分場所等を含む。 ・土地や建物の借受けは、賃貸借を確認できる領収書でも可とすることを含む。				
			18	・外部委託先（運輸、福祉作業等含む）との契約	・事業の継続のため、生産工程等を外部に委託する場合、委託する事業者、期間、委託作業の内容が明確であること。	・委託の明確化には、契約書の締結、約款の入手及び内容の確認、覚書の交付、注文書、発注書、請求等の契約に係る書類等を含む。 ・運送の場合、ミツバチの管理、死亡した場合の責任の所在、運送や業務の方法、休憩等について明記することを含む。				
	8	仕入れ先の評価	19	・養蜂関連機材・資材、ユーティリティ関連の仕入れ先、入手先の把握	・事業の継続のために活用している機材や資材、ユーティリティの仕入れ先、サービスの提供者を説明できること。	・仕入れる養蜂製品、一般的な養蜂業のための資材、器具、種蜂、動物用医薬品、飼料や包装容器の仕入れ、事業のための車両、燃料の供給者の他、サービスの提供者には外部委託先を含む。 ・仕入れ先、サービス提供者を説明できるよう、一覧表で管理することを含む。				
			20	・仕入れ先、入手先の安定性、商品の安全性等の評価	・仕入れ先、サービスの提供者について、安定性や品質に基づき、評価を行っていること。	・商品やサービスの品質、安全性、仕入れ先の事業及び品質の安定性、継続性を重視することを含む。 ・養蜂製品を仕入れる場合、必要に応じて、抗生物質、残留農薬の検査結果、表示等の入手等により、安全性の担保を保持していることを含む。 ・養蜂技術が同一であり、かつ年間の飼養管理が記録や現場視認により確認できる場合は、検査にかえて確認した記録をもって、仕入れた養蜂製品の安全性の担保とすることができることを含む。				
			21	・問題のある仕入れ先、入手先を適宜変更	・仕入れ先、サービスの提供者について、品質に関わる事故や社会的な事件等の情報に基づき、再評価し、見直ししていること。	・同業者間の情報交換を見直しに活用することを含む。 ・慣習やレポート等により不適切な取引を継続していないことを含む。				

9	苦情・事故対応	22	・(商品以外の)養蜂場への苦情対応の手順	・養蜂場に対する苦情や、生じる可能性のある事故に対応するための手順を説明できること。	・養蜂場に対する苦情には、蜜蜂に刺される、糞害(192適用)、蜜源の乱獲、巣箱の落下、騒音、危険な運搬作業等を対象としたものを含む。 ・養蜂場周辺へのミツバチに対する注意喚起(ただし盗難の恐れ等がある場合はこの限りではない)、コミュニケーションによる苦情の回避等を含む。 ・生じる可能性のある事故には、労働災害、契約のトラブル、交通事故、天災、火災等を含む。				
		23	・内部の申出に関わる苦情対応の手順	・内部で生じた苦情等に対応するための手順を説明できること。 ・苦情/問合せについては、個人情報の管理を適切に実施していること。	・内部で生じる苦情等には、人間関係、ハラスメント、作業内容や環境、使用する機材等に関するものを含む。 ・情報の共有範囲を明確にすること、「個人情報保護指針」を作成していること、文書管理を適切に実施されていることを含む。				
		24	・苦情の記録と是正措置	・外部、内部で生じた苦情、事故を記録していること。	・記録には、発生/発覚した年月日と時間、申出者及び関係者、対応者、申出の内容、対応の経過、措置、原因等を含む。				
10	災害・事故等への対策	25	・災害、事故等への補償制度の活用	・収入保険、農業共済の制度、機械設備の保証、交通事故や火災などの任意保険等、様々な事故や災害に関する補償制度を活用していること。	・養蜂業を営む上で生じるリスクに対し、それぞれのような保険や補償制度に加入し、活用できるか、説明できることを含む。 ・保険や補償制度には、収入保険、労働災害保険、農協等の共済制度などを含む。				
		26	・製造物責任に関する補償制度の活用	・養蜂産品、提供するサービス等の製造物責任保険を活用していること。 ・災害、事故、製造物責任等に関し活用している補償制度を、必要に応じて見直していること。	・「生産物賠償責任保険(PL保険=製品の製造・販売に係る賠償責任)」を活用することを含む。 ・「施設賠償責任保険」(蜂箱の所有・使用・管理に係る賠償責任)を活用することを含む。				
11	自己点検/内部監査	27	・農場の業務、作業工程、品質、飼養管理の内部監査の実施	・経営者は、本「養蜂GAP」をよく理解した人員に、養蜂場の業務、作業工程、品質、飼養管理等について、本「養蜂GAP」に基づく内部監査を実施させていること。 ・内部監査は、少なくとも年1回以上実施されていること。	・本「養蜂GAP」をよく理解した人員には、一般社団法人トウヨウミツバチ協会が主催する指導者養成研修の修了者(内部監査の実施者は、経営者と同一人物であっても構わない)を含む。 ・「養蜂GAP運用規則」に定められた自己点検、内部監査等の手順に準じて実施されていることを含む。 ・内部監査は養蜂場の事業年度内に1回以上実施されていることを含む。 ・事業計画や作業工程、使用する機械等の大幅な変更などがあつた場合は、その都度実施されていることを含む。				
		28	・自己点検/内部監査結果の記録と是正措置の実施	・自己点検/内部監査の結果を記録していること。 ・記録には、実施日、点検/監査者、被監査部門、被監査者、監査の結果(適合/不適合の判断、その根拠)が記録されていること。 ・抽出された不適合は、担当者により是正され、責任者により承認されていること。 ・自己点検/内部監査の結果及び是正措置は、経営者に報告されていること。					
		29	・技術・器具、表示(名称、特殊な養蜂)、ブランド等の知的財産の把握	・自ら工夫した機械/器具、資材等、自身の保有する知的財産を説明できること。 ・自ら使用している意匠、商標、商品名等、自身の保有する知的財産を説明できること。	・知的財産には、自ら設計した機械・器具、改良した道具、独自の飼料の配合、病虫害防除の方法、パッケージやラベルのデザイン、商品名などを含む。				
12	知的財産の保護	30	・自己の知的財産の保護	・自身の保有する知的財産の保護の方法を定め、実践していること。	・保護の方法には、特許、実用新案の取得、公開、秘匿の方法があることを含む。				
		31	・他者の知的財産侵害の回避	・他者の知的財産を侵害しない方法で、機械/器具、資材を選定、入手していることを説明できること。 ・意匠、商標、商品名を選定、使用する際には、他者の知的財産を侵害していないことを確認していること。 ・発信する文書、動画や活動の配信などを行う際、他者の発信や取組みを、許可なく流用していないこと。	・他者の知的財産を侵害しない方法として、市販品を購入する、製造者/販売者に確認する、監督官庁の登録を得ていることを確認する等があることを含む。				
		分業別スコア							0
13	飼養管理責任者の責務	32	・飼養管理責任者の配置	・蜂群の健康、衛生管理のため、飼養管理に関する責任者を決めていること。 ・飼養管理の責任者は、養蜂振興法、使用する巣箱/器具、病虫害、飼料等に関する最新の情報を入手していること。					
		33	・飼養管理技術の向上	・飼養管理の責任者は、入手した最新の情報を活用し、蜂群の家畜衛生を改善していること。					
14	飼養群数の管理	34	・飼養群数の把握	・飼養する都道府県の規定に従い、飼養群数を管理していること。 ・都道府県からの飼養群数、養蜂場の場所等の問合せに適切に対応していること。	・他者の新規の届出に対する、都道府県からの問合せ、要請に対応することを含む。				
15	放射性物質/土壌汚染地域、その他汚染源への対応	35	・蜜源の地域の放射性物質汚染リスクの把握	・養蜂場、巣箱の設置場所、蜜源に放射性物質の汚染がないか、リスクを評価していること。	・リスク評価には、「90 食品安全のリスク評価」と照合できることを含む。				
		36	・放射性物質汚染リスクのある地域の回避	・養蜂場、巣箱の設置場所、蜜源に放射性物質の汚染リスクがある場合、その場所を回避していること。					
		37	・土壌汚染地域の情報の把握	・養蜂場、巣箱の設置場所、蜜源が土壌汚染地域に該当しないか、リスクを評価していること。	・土壌汚染地域として措置地区等の指定がないか、環境省、自治体等の情報を確認することを含む。				
		38	・土壌汚染地域に該当、隣接する場合の対応	・養蜂場、巣箱の設置場所、蜜源が土壌汚染地域にある場合、汚染が生じないように対策を講じていること。					

		39	・その他、汚染源となる施設の把握と対応	・畜産施設、廃糞液を排出する施設等、ミツバチが寄り付きやすい施設を把握し、養蜂製品の汚染源とならないように管理していること。	・農作物散布時期の果樹園、共同防除時の水田等も汚染源として把握されていることを含む。 ・回避することが困難であれば、巣箱を汚染源付近に設置しない、汚染源となりやすい時期を把握し移動する等の対策を講じることを含む。					
16	飼養管理のために使用する水の安全性	40	・手洗い、器具洗浄、散水等、使用する水の水質を把握	・手洗い、器具の洗浄、巣箱の設置場所、蜜源への散水など、養蜂場の管理のために使用する水について、水源を把握していること。 ・養蜂場の管理のために使用する水について、水質を把握していること。	山や沢の水は、獣のし尿等が混入し大腸菌が含まれている場合があるので、養蜂作業には使用しないこと、水道水を使用する、自治体等により飲用に適することが確認されていることを含む。					
17	巣箱、養蜂場の管理	41	・サイズ、衛生管理、再利用、保管のルール	・飼養しているミツバチの種類、蜂群の大きさに適した巣箱を選択していること。	・日本養蜂協会発行の「養蜂における衛生管理 消毒技術」の活用を含む。 ・使用後の巣枠等の養蜂具は、冷凍処理または加熱処理等により、卵の駆除、羽化防止に取組むことを含む。 ・日本養蜂協会発行の「養蜂における衛生管理 消毒技術」の活用を含む。 ・巣板に関しては、交換の目安(例として年間で30%程度等)、交換の基準や判断者を定めることを含む。					
				・巣箱、巣板等の病虫害の駆除、伝染病予防のためのルールを定めていること。						
				・スミス等の卵の駆除、羽化抑止等を実施していること。						
		42	・巣箱の設置場所の選定	・巣箱、巣板等を再利用する場合、修繕、保管方法、消毒等のルールを定めていること。	・平坦であり、土砂崩れや水害等のリスクが比較的小さく、人の往来が少なく、安定した、安全な場所であることを含む。 ・必ずしも道路に面していなくてもよいが、作業者の危険の回避や休憩、作業性の向上のためにも、養蜂場の付近に車両で行ける場所であることを含む。					
				・ミツバチを飼養する巣箱は、安全で、安定した場所に設置していること。 ・巣箱の設置場所は、車両でアクセスできること。	・周囲の事業活動等により、ミツバチに危害が及ばない場所を選定すること、設置場所の周辺住民とコミュニケーションを取ることで、設置場所を秘匿することなど、その場所に応じた対策を講じることを含む。					
		43	・防草、蟻等の害虫、汚染、被害対策の実施	・巣箱を設置する場所の雑草、蟻等の害虫対策を講じていること。	・防草シート敷設によって高温化する場合は、防草シートを使用しないこと、蟻等の害虫駆除剤がミツバチに悪影響を与える場合は使用しないことを含む。 ・防腐効果のある塗料等を使用する際には、ミツバチのストレス、健康に影響がなく、養蜂製品の汚染源とならないように、十分な養生期間を確保することを含む。					
・雑草、蟻等の害虫対策は、可能な限りミツバチにストレスを与えず、病虫害の発生原因にならない方法を採用していること。 ・巣箱の強度の向上、病虫害の防除のための対策は、ミツバチに影響を与えない、養蜂産品を汚染しない方法であること。	・防草シート敷設によって高温化する場合は、防草シートを使用しないこと、蟻等の害虫駆除剤がミツバチに悪影響を与える場合は使用しないことを含む。 ・防腐効果のある塗料等を使用する際には、ミツバチのストレス、健康に影響がなく、養蜂製品の汚染源とならないように、十分な養生期間を確保することを含む。									
44	・死骸、残さの撤去	・巣箱の設置場所により、必要に応じてミツバチの死骸を残さないように処理していること。	・巣箱、巣枠の外にできた巣について、どのように処理(除去、分蜂扱い等)、活用(肥料原料、飼料等)するか説明できることを含む。	・巣箱、巣枠の外にできた巣について、どのように処理(除去、分蜂扱い等)、活用(肥料原料、飼料等)するか説明できることを含む。 ・ブロワーで吹いて散らす、死骸を踏まない、まとめて埋設する等の処理を含む 日本養蜂協会の「養蜂マニュアル」に基づいて養蜂場を衛生的にすることを含む。						
			・巣箱、巣枠等の衛生的な保管	・養蜂用の巣箱/巣枠について、衛生的に保管していること。	・巣箱や巣枠の購入から組立て、設置、使用、再利用のための消毒、保管、修理等について、衛生的な場所で、汚染源となる農薬や肥料、土等と接触しないように管理されていることを含む。					
			・衛生管理計画の立案	・ミツバチの伝染病、害虫の発生を予防、駆除するために、衛生管理の計画を立案していること。	・衛生管理計画には、いつ頃、何を対象に、どのような動物用医薬品を使用するか、どのような方法で予防、駆除するか、明確であることを含む。 ・都道府県等からの通知を受け取るように届出する、都道府県のHP等にアクセスし届出伝染病の発生状況を把握することを含む。					
18	飼養衛生管理基準	47	・伝染性疾患の発生予防とまん延防止	・家畜衛生保健所から出される管区の養蜂場での伝染病発生状況の情報を入手し活用していること。	・観察には花粉の搬入の様子、雄蜂ばかりが出てこないか、働きバチの産毛がなくなっていないか、働きバチ産卵を始めていないか、蜜垂れが発生していないかなど、巣箱の外から確認できることを含む。 ・養蜂場の規模に合わせ、観察、内検の頻度を説明できることを含む。					
				・病虫害が発生しにくいように、巣箱の設置場所の整備等による予防、適期での内検、観察の実施による早期発見などに努めていること。	・飼料や蜜源の量、蜂群の勢力などを観察し、巣箱間で盗蜂等によるミツバチの混合が起こらないように管理することを含む。					
		48	・法定伝染病、届出伝染病への対応	・家畜衛生保健所等からの腐蛆病検査を受け入れていること。	家畜衛生保健所が主催する講習会、日本養蜂協会等が主催する講習会など、学習機会を積極的に利用することを含む。					
				・法定伝染病、届出伝染病が疑わしい場合、直ちに家畜衛生保健所に届出し、その指示に従っていること。 ・家畜衛生保健所、都道府県の移動制限命令等が発出された場合には従うこと。						
49	・ミツバチの異常を発見した時の対応手順の明確化	・内検、観察等により、ミツバチの個体、繁殖、蜂群全体の様子を把握し、異常がないか確認していること。	・日本養蜂協会の「養蜂マニュアル」「養蜂における衛生管理 消毒技術/ダニ防除技術」を活用することを含む。							
		・ミツバチの異常の原因となる、病虫害が発生した場合の対応方法を文書化していること。 ・対応手順には動物用医薬品の使用、病巣や害虫及び罹患ミツバチの駆除、物理的な駆除方法の導入、女王蜂交代、巣箱ごとの焼却処分、他の蜂群からの隔離措置などを含むこと。								

飼養管理

19	交配・分蜂・蜂群の維持	50	・女王蜂の管理方法の明確化	・女王蜂の世代交代のための分蜂防止、及び女王蜂の世代交代について、どのような措置を講じるか、説明できること。	・ニホンミツバチの場合は、分蜂時期の見極めなどを含む。 ・セイヨウミツバチの場合は、必要に応じて、国際的に共通の女王蜂のマーキング、内検による女王蜂の誕生状況の把握を含む。					
		51	・女王蜂の育成	・蜂群の維持、管理のため、女王蜂の生育状況、王台の有無を内検により把握していること。						
		52	・分蜂の管理及び記録	セイヨウミツバチは必要に応じた分蜂防止策を講じ、ニホンミツバチにおいては分蜂の予兆を把握し、その捕獲、蜂群の維持を行っていること。 ・分蜂及び捕獲、巣箱の増加について、日付、捕獲場所、新しい巣箱の設置場所を記録していること。						
		53	・分蜂及び分蜂後の逃去防止の実施	・分蜂及び分蜂後の逃去防止のために、どのような措置を講じるか、説明できること。	・ニホンミツバチの分蜂の時期に、キンヨウヘン等を設置するなど、必要に応じた捕獲の工夫、措置を講じていること。 ・女王蜂の逃亡、逃去、分蜂を防ぐために翅切を実施する場合、その方法が不可避である理由を説明できることを含む。 ・セイヨウミツバチは外来種であるため、分蜂群が環境中に放出されないように、分蜂群が逃げ出さないよう管理することを含む。					
		54	・女王、産卵、幼虫、蛹の状態の確認	・必要な都度、巣箱の内検を行い、産卵、幼虫や蛹の状態を把握していること。						
20	飼育蜂群数の制限	55	・管理可能な蜂群数と処理、処分徹底	・管理が困難になった巣箱は撤去し、適切に処理していること。	・適期に巡回、観察できる巣箱数に制限し、巣箱を放置せず、回収して適切に廃棄物として処分することを含む。					
				・崩壊した巣箱は放置せず、確実に処理、処分すること。	・病害虫等により崩壊した蜂群、巣箱は放置せず、適切に撤去、処分していること。					
				・蜂群の処置や処分を行った場合、日付、処置の内容を記録していること。	・巣箱の処分、弱い蜂群の合同等を行った場合の記録を含む。					
21	飼養管理記録	56	・養蜂場ごとの飼養管理の記録	・養蜂場ごとに巣箱の設置場所、日付、ミツバチの様子、使用した資材(動物用医薬品/飼料等)、採蜜作業等を記録していること。	・一般社団法人「日本楊彪協会」の定める「蜜蜂の採蜜・衛生管理台帳」を活用することを含む。 ・飼養管理の記録には、蜂群の導入、捕獲、蜂群数の増減、スズメバチ類対策の設置及び撤去等の作業を含むこと。 ・ミツバチの様子や採蜜作業については、メモ、写真等を活用して説明できれば可とするこも含む。					
22	飼養管理用の機械・器具等の管理	57	・必要な飼養管理用の器具の洗浄、消毒、交換の実施	・飼養管理のために使用する機械、器具を把握していること。	・巣箱、巣礎、巣板等のミツバチの巣の他、管理や内検、採蜜に使用する器具、収穫容器等を含む。 ・養蜂のために使用する機械、器具を説明できるよう、一覧表で管理することを含む。					
				・飼養管理用の巣箱、巣礎、巣枠、内検用の器具、修理用の道具など、飼養管理用の機械/器具について、必要に応じて、適切な頻度で洗浄、消毒していること。	・再利用する場合のルールには、消毒液の噴霧、拭取り、浸漬、バーナーでの燃焼、部品の交換等を含む。					
				・再利用する飼養管理用の器具について、適切な頻度で交換していること。	・内検、修理用の器具については、性能を損なうことのない温度、頻度、時期、洗剤等により洗浄し、衛生的に管理することを含む。					
23	動物用医薬品の管理	58	・動物用医薬品管理責任者の配置	・動物用医薬品の管理に関する責任者を決めていること。	ニホンミツバチの場合、使用可能な動物用医薬品はないが、以下「62 動物用医薬品等の適性な使用」に該当する不適切な薬品類、代替品を使用しないことを徹底するため、配置することを含む。					
				・動物用医薬品の管理の責任者は、法定伝染病、届出伝染病、動物用医薬品に関する最新の情報を入手していること。	・新薬の情報、登録や用法の情報の変更を収集する等を含む。					
		59	・動物用医薬品の適切な保管と管理	・動物用医薬品は、誤って使用することがないよう、「動物用医薬品の使用の規制に関する省令」及びメーカー指定の方法で保管、管理していること。	・有効期限が切れていないか、適用病虫害に変更がないか確認することを含む。					
				・動物用医薬品を使用した場合、医薬品を使用した年月日/医薬品を使用した場所/医薬品の名称/対象群の数や管理番号/医薬品の用法及び用量/食用のために出荷することができる年月日(休業期間)を記録していること。						
61	・動物用医薬品の在庫の記録	・動物用医薬品の入庫日、出庫日を記録し、在庫と照合できること。	・購入量が把握できる伝票及び使用日、使用数が他の記録等により確認できれば可とするこを含む。							
24	動物用医薬品等の適正な使用	62	・動物用医薬品等の適性な使用	・ミツバチの病虫害対策には、登録された動物用医薬品のみを使用していること。	・養蜂で使用が禁止されている資材(農薬、ペット用ダニ駆除剤等)の使用は不可であることを含む。 ・輸入された動物用医薬品については、日本国内における動物用医薬品として登録されていることが確認できることを含む。 ・ハーブ等の植物の活用については、動物用医薬品の代替えとして使用しないことを含む。 ・ただし、獣医師の処方により許可された場合は、その処方箋を保持しておくことを含む。					
				63	・使用基準の遵守	・動物用医薬品は用法、用量を遵守して使用し、養蜂産品を出荷できるまでの期間(休業期間)を遵守していること。	・動物用医薬品ごとに用法、用量を守るとともに、巣箱への最終の投薬日から、収穫された養蜂産品を出荷してもよい期間=休業期間が定められているので、それを遵守することを含む。			
						・動物用医薬品を誤って使用した場合や、許可されていない資材を病虫害防除等の目的で使用した養蜂産品は、食用としないこと。				
		64	・不適切な使用による処置	・動物用医薬品を誤って使用した場合や、許可されていない資材を病虫害防除等の目的で使用した養蜂産品は、食用としないこと。						
				65	・その他の病気、害虫対策の計画の立案と実施	・ミツバチに発生する病害虫について、必要な対策を選択し、講じていること。	スズメバチは捕殺器、チョーク病は女王蜂交代で対応すること等を含む。			

25	IPMの実践	66	・病害虫の予防対策	・病害虫の発生を抑制するため、家畜衛生保健所から発生状況の情報を収集する。周辺の養蜂場と情報を交換する。巣箱の設置場所の周辺の環境を整備する。巣の残骸などを放置しないなどに取組んでいること。					
		67	・トラップや顕微鏡検査の活用	・シュガーロール、スクリーンボトム、雄蜂専用巣枠によるダニトラップ、自主的なアカリダニの顕微鏡検査などによる早期発見等の技術を活用していること。					
		68	・適期防除の実施	・発生状況の情報を早期の防除に活用していること。	・セイヨウミツバチにおいては雄蜂の切除等による物理的防除、女王蜂の産卵抑制等による生物的防除によるダニ対策を含む。 ・ニホンミツバチにおいてはアカリダニの自主検査による対策を含む。				
26	飼料の管理	69	・飼料責任者の配置	・ミツバチの飼料の管理に関する責任者を決めていること。 ・飼料の管理の責任者は、蜜源、越冬用飼料、代用花粉などの飼料に関する最新の情報を入手していること。					
		70	・砂糖／糖液、人工花粉等の飼料(添加物含む)の選択、調達、保管、給餌と管理	・ミツバチに給与する飼料について、越冬用などの目的、調達先の信頼性、原材料の安全性等を考慮して選択していること。					
				・人工飼料を給餌した養蜂産品を把握し、処分方法を定めていること。	・着色等によりハチミツへの混入が確認できる、砂糖水が混じる場合は採蜜しない等を含む。				
				・飼料について、指定された保管方法を遵守している。 ・給餌は病害虫のまん延防止のために巣箱ごとに実施し、餌を外置きしないこと。 ・飼料に関して、入庫日、出庫日を記録し、残数を管理していること。					
71	・飼料(添加物含む)の安全性の確認	・飼料及び飼料添加物について、原材料、採取場所、カタログ等により安全性を確認していること。	・飼料添加物には、ミネラルやアミノ酸等の栄養剤を含み、原材料、製造方法、配合等を把握し、ミツバチに給餌しても問題がないことを確認していることを含む。						
27	農業の使用	72	・農業の使用目的(養蜂場、蜜源の管理等)の明確化	・養蜂場、巣箱の設置場所、蜜源に農業を使用する場合は、使用目的が明確であること。 ・使用目的は、農業の容器に定められた方法に限られていること。	※農業を使用しない場合は、「72～76」は該当外とする。 ・花期には農業を使用しないことを含む。 ・農耕地には農耕地用の農業、非農耕地には非農耕地用の農業を使用することを含む。				
		73	・使用基準の遵守／使用期限の遵守	・農業及び消毒剤は使用目的、使用対象、使用場所を遵守していること。 ・農業を使用する場合には、使用方法、使用量(希釈倍数、総使用量)、使用回数、保護装備等を遵守していること。					
				・農業の使用後は、適切に防除機や保護装備を洗浄し、他への影響がないように管理していること。	・空き容器、タンクや防除機、保護装備は洗浄し、他に汚染がないように洗浄廃水を浸透処理することを含む。 ・タンクや防除機、保護装備等が他を汚染することがないように、保管、管理していることを含む。				
		74	・登録のない動物用医薬品／農業／消毒剤等のミツバチへの使用禁止	・農業、消毒剤等は、目的外の使い方をしていないこと。	・目的外の使用には、農業登録されている殺ダニ剤を養蜂場でミツバチに使用することなどを含む。 「キ酸及びシュウ酸実用化促進事業」(委託先:生物化学安全研究所/動物医薬品販売メーカー)では、ダニ駆除剤として承認申請のための試験研究中であり、使用は許可されていないことを遵守していることを含む。				
		75	・農業の使用および在庫管理の記録	・農業を使用した場合、農業を使用した年月日／農業を使用した場所／農業の名称／使用目的(防除の対象)／農業の用法及び用量／食用のために出荷することができる年月日(休業期間)を記録していること。 ・農業に関して、入庫日、出庫日を記録し、残数を管理していること。					
				76	・農業保管の条件	・農業は、誤って使用することがないように、メーカー指定の方法で保管、管理していること。 ・毒物、劇物、危険物に該当する農業を使用、保管する場合、ラベルの記載事項を遵守していること。	・冷暗所への保管、開封後の処理等、ラベルの指定を遵守することを含む。 ・保管は、金属製の強固な保管庫に、漏れ防止対策を実施し、施設、危険物等に関する表示を行っていることを含む。 ・必要な場合は、消火設備を準備していることを含む。		
分野別スコア							0	0	0
28	ミツバチの快適な環境での飼養	77	・暑さ寒さ対策	・飼養しているミツバチに適した温度環境を提供する計画を説明できること。 ・蜂群を維持するため、巣箱の設置場所に日陰を用意する。巣箱の温度が上昇しすぎないように草生を確保するなど、自ら管理する蜂群に適した暑さ対策を講じていること。	日陰の養蜂場を選ぶ、冬は日光が当たるように落葉広葉樹の下に設置するなどを含む。 外気温に応じて、暖かい時期には巢門(出入口)を広くし、寒い時期は狭くするなどを含む。				
				78	・外敵対策の計画と実施	・外敵から蜂群をどの様にするのか、説明できること。 ・外敵からの予防措置、防護対策等を講じていること。	・外敵としてクマ、ハクビシン、スズメバチ等の捕食昆虫類などを含むこと。 ・外敵からの予防措置として接近の観察及び捕殺、電気柵の設置、捕殺装置の設置、防護対策として巣箱の入口にネットを展張する等を含む。 ・外敵の駆除を行う場合、生態系のバランス(オオスズメバチ/キロスズメバチ/クロスズメバチの捕殺関係等)を考慮していることを含む。		

ミツバチの快適な環境の確保	29	蜜源植物の保護・増殖	79	・十分な栄養源の確保	・飼養している蜂群に見合った蜜源、花粉源を確保していること。	・蜜源植物の量と約合う蜂群数とすることを含む。					
			80	・蜜源の保全	・蜜源となる植物を保全する活動を行っていること。	・越冬用、代用飼料等を含む。					
			81	・蜜源、花粉源となる養蜂植物の増殖の促進	・養蜂場の関連する地域に蜜源、花粉源となる養蜂植物を増殖、補植していること。	・在来植物の保全、山林の間伐、草地や湿地の保全活動などを含む。	・養蜂と花木の関係の教育活動などを含む。	・生物多様性の保全や花粉交配者としてのミツバチの大切さについて、地域で情報発信に努めることなどを含む。			
	・養蜂場の関連する地域の蜜源となる植物の増減を把握していること。	・地域の環境保全活動、造園、緑地化活動等と連携していることを含む。			・養蜂場周辺地域と連携し、野生植物種を保護しながら蜜・花粉源植物を導入することを含む。	・街路樹や歩道の生垣等でも蜜源植物を植えるように自治体や地域に働きかけることを含む。					
	30	水場の管理	82	・水場の確保	・養蜂場の周辺にミツバチが自由にアクセスできる水飲み場を確保していること。						
	31	ストレスを与えない工夫	83	・養蜂場／収穫／輸送でのミツバチへのストレス低減対策の明確化	・養蜂場、巣箱の設置場所、採蜜作業、巣箱の輸送など、各工程におけるミツバチのストレスとなる事項を説明できること。	・外敵、害獣の襲撃、巣箱の開閉、巣板の移動、巣箱の移動などのストレスを含む。					
					・各工程におけるミツバチへのストレスについて、どの様に低減するか工夫していることを説明できること。	・巣箱周辺に振動、騒音がなく、水に浸かる心配、落下のリスク、アンモニア等刺激臭がない、安定した場所であることを含む。	・ミツバチを傷つけない器具を使う、巣門の出入り口はできるだけ朝日の当たる方向に向ける、傾きを工夫する、必要に応じて巣箱の近くに水場を用意する等を含む。				
			84	・ストレス低減対策の実施	・各工程におけるミツバチへのストレスについて、低減対策を講じていること。	・農業の暴露を防ぐために、養蜂場周辺の農家と効果的なコミュニケーションを維持し、農業散布の情報を得る等を含む。	・重箱式の巣箱の場合は、巣箱内を確認する頻度を減らすことを含む。	・天候に合わせ、雨天時は巣箱を開けない、とくに暑い日、寒い日は巣箱を開ける時間を短くする等を含む。			
						・重箱式の巣箱の場合は、巣箱内を確認する頻度を減らすことを含む。	・セイヨウミツバチの場合は燻煙して活動を鎮静化する、蜂を潰さない、巣箱を丁寧に開け閉めする、巣板を丁寧に扱う、内検時間を出来るだけ短くする等を含む。				
						・巣箱の移送の際には、迅速かつ丁寧に作業することを含む。					
85	・行為の制限	・ミツバチにストレスを与えないために、巣箱近くの立ち位置、急な行動、振動、香水等をつけるなどを禁止していること。	・禁止行為、ストレス低減対策を徹底し、ミツバチのストレスを軽減していること。	・香水(花の香りの衣類用洗剤、柔軟剤を含む)、香料入りの日焼け止め塗布剤等により、ミツバチに刺激を与えないことを含む。							
86	・ストレス低減対策の最新情報の入手	・各工程におけるミツバチへのストレス、ストレスの低減対策に関する最新の情報を入手していること。									
87	・ストレス耐性の高い状態の維持	・巣箱の移動に際し、ストレスへの耐性を高めた状態を維持していること。									
分野別スコア							0	0	0		
32	工程の明確化	88	・養蜂产品生产の工程の明確化	・生産する養蜂製品の種類ごとに、巣箱の設置場所の確保から出荷まで、商品群ごとに生産工程を明確にした文書(フローダイアグラムや説明文書等)を保持していること。	・生産工程には、巣箱の作成、設置場所の確保、蜂群の導入、飼養管理、養蜂場の整備、内検及び分蜂の管理、養蜂製品の採取、取扱い、養蜂製品の出荷、蜂群の移送、越冬の管理等を含む。						
		89	・各工程における使用機械、器具、資材等の明確化	・生産工程を明確にした文書には、養蜂製品に対する食品安全、養蜂場の環境への負荷、労働安全のリスクを検討するための使用する機械、器具、資材等を明確にしていること。	・使用する機械(「99 必要な採蜜用の機械、器具の洗浄、消毒、交換の実施」と照合できること)、器具、資材等の使用目的や用途、管理方法が説明できることを含む。						
33	食品安全のリスク評価	90	・各工程における汚染、異物混入等のリスクの抽出と評価の実施	・生産工程ごとに、食品の安全に関して脅威となる物質や安全でなくなる状態をリスクとして抽出していること。	・商品群ごとのフローダイアグラム、説明文書等を参照し、リスクが把握されていることを含む。						
				・抽出した食品安全に関するリスクを、発生する可能性と発生した場合の被害の大きさにより、リスクが高いか、低いか、評価していること。	・抽出されるリスクには、採蜜時の異物(ミツバチや他の昆虫、花粉等)、養蜂場の位置による周辺からの農薬等のドリフト、汚物、油等による汚染リスク等も含む。						
91	・使用機械、器具、資材等のリスクの抽出	・生産工程にて使用する機械、器具、資材からの汚染、異物混入等、食品安全に悪影響を与える可能性がないか、リスクを評価していること。									
34	特有のリスクへの対応	92	・養蜂製品に特有のリスク(アレルギー/残留抗生物質、ボツリヌス菌)の抽出	・養蜂製品ごとに、特有のリスクとして蜜源のアレルギー、使用する動物用医薬品、ボツリヌス菌、カビ毒を評価していること。	・採蜜時期及び蜜源からソバの花粉が混入する場合を含む。						
35	リスク低減対策の実施	93	・リスク評価の結果に基づく必要な低減対策のルール化	・リスクを評価した結果を活用し、リスクを低減するための対策をルールとして定めていること。							
		94	・リスク低減のためのルールの確実な実施	・特有のリスクを含み、リスクを低減するためのルールを実施していること。							

		95	・リスク低減活動の記録の保管	・特有のリスクを含み、リスクが高いと評価した事象について、リスクを低減するためのルールを実施したことを示す記録を作成し、保持していること。				
36	リスク評価の見直し	96	・苦情／異常等の情報、内部監査結果によるリスク評価の見直し	・取引先、出荷先からの苦情／問合せ、内部の異常の報告、内部監査の結果などを活用し、リスク評価を見直す仕組みがあること。 ・少なくとも年1回以上、食品安全に関するリスク評価を見直していること。				
		97	・外部からの情報(食品事故、表示違反、検査結果等)の活用によるリスク評価の見直し	・食品の安全性に関する事故、回収等の情報を活用し、リスク評価を見直していること。 ・食品の安全性に関する検査の結果(残留農薬、残留抗生物質、蜜源、アレルゲン等)を活用し、リスク評価を見直していること。				
		98	・リスク評価の見直し記録の保管	・リスク評価の見直しを実施したことを示す記録を作成し、保持していること。				
		99	・必要な採蜜用の機械、器具の洗浄、消毒、交換の実施	・採蜜、収穫のために使用する機械、器具を把握していること。 ・蜜刀、遠心分離機、ろ過用器具、収穫容器等、機械／器具について、必要に応じて、適切な頻度で洗浄、消毒していること。 ・再利用する採蜜、収穫用器具について、適切な頻度で交換していること。	・蜜刀、遠心分離機、ろ過用器具、収穫容器等、採蜜や収穫に使用する機械、器具を含む。 ・採蜜、収穫のために使用する機械、器具を説明できるよう、一覧表で管理することを含む。 ・再利用する場合のルールには、消毒液の噴霧、拭取り、浸漬、バーナーでの燃焼、部品の交換等を含む。 ・採蜜、収穫用の器具については、性能を損なうことのない温度、頻度、時期、洗剤等により洗浄し、衛生的に管理することを含む。			
37	養蜂産品用の機械・器具等の管理	100	・採蜜場所の明確化	・巣箱の設置場所ごとに、巣箱から採蜜する場所を特定できること。	・採蜜場所は安定し、周囲からの汚染等のリスクがない場所であることを含む。			
		101	・採蜜場所での衛生管理のルール化	・採蜜場所が屋内／屋外の場合の汚染や異物混入防止のための措置等の衛生管理のルールを定めていること。	・採蜜場所にシートを敷く、採蜜用の機械や器具を直接地面に置かないように台座を用意するなどを含む。 ・採蜜場所は可能な限り、建物内で行うこと等を含む。			
39	採蜜方法	102	・採蜜方法の明確化	・採蜜の手順、採蜜したハチミツの処理方法、蜜を入れる容器等を明確に説明できること。	・可能な限り、生態に適した時間帯に採蜜することを含む。 ・ニホンミツバチでは採蜜後の逃去防止を考慮した時間帯とすることを含む。 ・セイヨウミツバチでは糖度が高い時間帯に採蜜することを含む。			
				・養蜂年度の最初の蜜に、給餌した飼料が混入している可能性を把握し、他のハチミツと混合しない方法を定めていること。	・給餌した砂糖、蜂蜜、食品に適さないハチミツ等が貯蔵されている場合の採蜜時の注意事項、混合しない方法を明確にしていることを含む。			
				・可能な限り、幼虫や巣の残渣が混入しない方法で採蜜すること。	・二重の蜜濾し器やオーガンジー素材等の布でろ過することを含む。			
		103	・採蜜時の衛生管理のルール化	・採蜜量が収穫容器を十分満たさない場合の処理方法を定めていること。 ・移送前に、十分に濃縮されていない養蜂産品を採蜜する場合、どの様に処理、処分するか説明できること。	・一斗缶の容量を満たさない場合の注ぎ足し、注ぎ足した場合の表示や識別、半端分の保管、密封方法を説明できることを含む。 ・糖度が不十分な場合の濃縮処置、混合、廃棄、飼料としての活用などを含む。			
104	・採蜜時の緊急事態への対応	・採蜜作業中に大型の野生動物、蜜蜂の天敵、天候の急変などの緊急事態が生じた場合に備え、手順や装備を整えていること。	・木製や樹脂製の機械や器具の破損による異物混入の防止、機械や器具の洗浄、消毒、容器の使用に関するルールや方法を定めていることを含む。 ・蓋つきの容器で輸送することを含む。					
40	最終製品に使用する水	105	・最終製品に接触する可能性のある水の水質を把握	・採蜜作業、養蜂産品取扱工程等において、最終製品に接触する可能性がある水について、水源を把握していること。	・大型野生動物撃退用の器具、スズメバチ捕獲用の網、大型のシートの準備、応援の要請、雷雨時の避難場所の確保など、具体的な器具や連絡方法を含む。			
				・最終製品に接触する可能性がある水については、飲用水／食品製造用水の水質基準を満たしていることを証明できること。				
41	収穫容器／包装資材	106	・収穫容器の衛生管理のルール化	・採蜜用の収穫容器について、衛生管理のルールを定めていること。	・採蜜用の収穫容器は食品用であることを確認していることを含む。 ・採蜜用の収穫容器は基本的には新品を使用することを含む。 ・再利用する収穫容器の場合、使用前に洗浄、消毒し、使用前に汚れや破損がないか確認することを含む。 ・確認の結果、汚れや破損があった場合は使用せず、交換することを含む。			
		107	・包装容器の衛生管理のルール化	・養蜂産品の包装容器について、衛生管理のルールを定めていること。	・出荷・販売用の包装容器は基本的には新品を使用することを含む。 ・再利用する包装容器の場合、使用前に洗浄、消毒し、使用前に汚れや破損がないか確認することを含む。 ・消毒の方法には、煮沸、消毒液への浸漬を含む。 ・確認の結果、汚れや破損があった場合は使用せず、交換することを含む。			

		108	・収穫容器／包装資材の衛生的な保管と管理	<ul style="list-style-type: none"> ・養蜂製品の収穫容器／包装容器について、衛生的に管理するためのルールを定めていること。 ・養蜂製品の収穫容器／包装容器について、衛生的に取扱い、保管していること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・収穫容器／包装容器を取出す、持ち戻り際の手順、ルールを定めていることを含む。 				
42	養蜂製品取扱い施設 (充填施設／保管施設)	109	・構造／レイアウトの明確化	<ul style="list-style-type: none"> ・養蜂製品取扱い施設の周辺の様子、内部のレイアウトが把握できる図面を作成していること。 ・養蜂製品取扱い施設の周辺の様子、内部のレイアウトは、最新の情報が反映されていること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・販売に供する商品化を行う施設は専用であることを含む。 ・保健所の指導で了解を得た場合は、それ以外の食品加工施設、家庭の台所等を含む。 ・季節や時期により内部のレイアウトが変化する場合は、その季節、時期ごとのレイアウトが把握できることを含む。 				
		110	・有害生物の侵入防止	<ul style="list-style-type: none"> ・養蜂製品取扱い施設は、外部から有害生物の侵入を防ぎ、内部での有害生物の発生を防止できる構造であること。 ・有害生物を駆除する場合は、養蜂製品や包装資材等を汚染しない方法で実施していること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・開口部がない、開口部がある場合はネット等により侵入防止措置を講じている、有害生物を呼び寄せない光源を使用するなどの対策を講じていることを含む。 ・有害生物の侵入、発生防止のために薬剤等を使用する場合は、使用が許可された場所に限定し、使用方法を遵守し、養蜂製品や機械、器具等を汚染しない方法で実施することを要する。 				
43	養蜂製品の取扱い	111	・養蜂製品の品質管理の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・養蜂製品の品質ごとに、出荷先、用途を説明できること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・糖度や主な蜜源等により、用途や出荷先を明確に説明できること、説明の通り処置したことが確認できる記録等を提示できることを含む。 				
				<ul style="list-style-type: none"> ・養蜂製品について、糖度管理のルールを定めていること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・採蜜したハチミツの糖度が78度未満の場合には、除湿器、除湿剤、低温加熱による水分除去等を活用した糖度を挙げる作業を含む。 ・糖度を上昇させる乾燥、除湿等の作業は、異物混入等の恐れがない、密閉された場所で行うことを含む。 ・糖度の維持、結晶化の防止等で加熱する場合は、加熱温度の自主基準を定めていることを含む。 				
		<ul style="list-style-type: none"> ・充填についてのルールを定めていること。 ・養蜂製品について、品質の劣化を防ぐための品質管理のルールを定めていること。 ・養蜂製品について、品質の劣化が生じた場合の処置、処分の方法を定めていること。 ・仕入れた養蜂製品と混合する場合、品質に誤解を与えるような混合を行わないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・充填についてはHACCP対応、またはそれに準じた管理を実施し、管轄の保健所の了解を受けることを含む。 ・糖度を維持すること、温度管理すること等を含む。 ・明確に識別表示すること、保管場所を分けること等の処置を含む。 ・養蜂場、飼養方法、主な蜜源、品質の特徴、用途、賞味期限等に誤解が生じるような表示を行わないことを含む。 ・出荷する商品から、混合した養蜂製品を特定できることを含む。 ・出荷先等からの問合せに応じ、記録によりトレーサビリティを提示できることを含む。 						
112	・汚染、異物混入等の防止による食品安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・養蜂製品について、汚染、異物混入等の食品安全を確保するための衛生管理のルールを定めていること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・製品化までの間、品質の劣化、汚染等が生じないように、密封し、温度管理された場所に保管することを要する。 ・製品化や品質劣化を防ぐため、ろ過等による異物の除去、密封状態を確認すること等を含む。 ・養蜂製品を丁寧に扱い、土の上に直置きしない、容器を踏み台にしないことを徹底し、錆を生じさせない、完全に密封された状態で管理することを要する。 ・蜜巣として製品化する場合は、適切に殺菌処理することを含む。 						
		<ul style="list-style-type: none"> ・養蜂製品について、汚染、異物混入等の食品安全上の問題が生じた場合の処置、処分の方法を定めていること。 ・養蜂製品取扱い工程で生じた品質の劣化、汚染、異物混入等の食品安全上の問題が生じた場合、発生日時、原因、処置／処分等を記録していること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・明確に識別表示すること、保管場所を分けること等の処置を含む。 						
113	・不適合品の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・商品として出荷できない養蜂製品を明確に説明できること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・商品として出荷できない養蜂製品を処理、処分方法を明確に定め、適切に実施していること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・出荷できない商品には、給餌した飼料が混入しているハチミツ、品質が劣化した、汚染されたハチミツ等を含む。 ・汚染されたハチミツには、採蜜や詰替え等の際に怪我等を通じて血液が混入した場合を含む。 					
		<ul style="list-style-type: none"> ・商品として出荷できない養蜂製品を処理、処分方法を明確に定め、適切に実施していること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・処理、処分には自家消費、冬期の飼料としての活用、廃棄等を含む。 						
44	保管	114	・保管施設の衛生管理の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・養蜂製品を保管する施設について、汚染、異物混入等の食品安全を確保するために衛生的に管理していること。 					
		115	・汚染、異物混入等の防止による食品安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・保管場所は衛生的であり、汚染、異物混入の原因となる物品、物質等を置いていないこと。 ・保管場所に養蜂製品と関連の無い資材を保管する場合、区分管理していること。 					
		116	・保管に適した品質の維持	<ul style="list-style-type: none"> ・ハチミツは糖度の低いもの、低い状態で保管しないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・加温、乾燥材等の使用により水分率を下げることを含む。 				
				<ul style="list-style-type: none"> ・冷暗所、可能なものは冷凍保管すること。 					
117	・適切な保管容器の使用	<ul style="list-style-type: none"> ・養蜂製品を適切な強度の容器に保管していること。 							
45	出荷	118	・出荷作業の品質及び衛生管理	<ul style="list-style-type: none"> ・養蜂製品を出荷する際に汚染、異物混入を防止するためのルールを定めていること。 ・養蜂製品の出荷作業での衛生管理、汚染、異物混入を防止するためのルールを実施していること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・外装への汚染、包装容器の破損による汚染等の防止を含む。 				
				<ul style="list-style-type: none"> ・養蜂製品の表示、外装等を確認し、出荷していること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者向け養蜂製品の原料として提供できる品質であること、外装や表示等に問題がないことを確認し、出荷していることを含む。 				

	46	生産工程管理の記録	119	・養蜂場ごとの生産管理の記録	・養蜂場ごとに採蜜から出荷の生産工程の記録及び必要な場合、安全性の根拠となる衛生管理作業を記録すること。	・生産工程管理の記録には、採蜜場所、採蜜量、主な蜜源、糖度、保管温度及び出荷日、出荷先を含むこと。 ・品質や出荷先等の記録については、メモや出荷伝票等を活用して説明できれば可とすることも含む。					
	47	清掃道具・洗浄剤・消毒剤・潤滑油等の管理	120	・清掃機具／器具の管理	・養蜂場、巣箱の設置場所、養蜂産品取扱施設、巣箱／巣枠等の養蜂用の道具、採蜜等に使用する機械／器具等の用途別、目的別の清掃用具を使用していること。 ・清掃用具を衛生的に保管し、必要な都度、交換していること。	・蜂ブラシをほうき代わりにしないなど、基本的に他の目的で製造された器具の流用はしないことを含む。 ・水や消毒液を入れる容器は、飲料用容器の流用を避けること、流用する場合はよく洗浄し、内容を明記する、利用目的を周知することを含む。 ・使用する場所ごとに、専用の保管場所を設けることを含む。					
			121	・洗浄剤／消毒剤・潤滑油の安全性の確認	・養蜂場、巣箱の設置場所、養蜂産品取扱施設、巣箱／巣枠等の養蜂用の道具、採蜜等に使用する機械／器具等に洗浄剤／消毒剤、潤滑油等を使用する場合、養蜂産品の汚染源とならないか、安全性を確認していること。	・用途が食品製造業、食品容器／食器用、もしくは食品に偶発的に接触しても問題がないもの(食器用洗剤等)であることを含む。 ・ハチミツに接触する可能性が高い、遠心分離機の下部のベアリングに潤滑油を使用する場合は、食品機械用のグレード(NSF・3H)のものであることを含む。					
			122	・洗浄剤／消毒剤・潤滑油の適切な保管と管理	・洗浄剤／消毒剤、潤滑油について、衛生的に保管していること。 ・洗浄剤／消毒剤、潤滑油について、衛生的に管理するためのルールを定めていること。						
分野別スコア									0	0	0
	48	表示の管理	123	・出荷先への伝達事項	・取引先、出荷先に対し、主要蜜源、採蜜日、内容量、糖度、その他品質に関する事項等、伝達すべき情報を明確にしていること。 ・伝達すべき情報を確実に伝達する仕組みを構築し、実施していること。 ・養蜂産品に必要な表示、伝達事項に漏れがないか確認していること。	・加工原料として事業者へ販売する場合、事業者から求められる情報(採蜜場所、デメリット表示(=1歳未満に与えない、結晶化のリスク等)、採蜜事業者等)、表示事項を含む。 ・情報を確実に伝達する仕組みとして、必要事項を網羅した納品書や伝票等の様式を定め、使用することを含む。 ・最終製品の原産地表示の根拠となる、採蜜場所(巣箱を設置した場所)を正確に伝達していることを含む。 ・作業者に注意すべき事項、表示関連のルールを周知していることを含む。					
			124	・監督官庁／関連団体への確認	・養蜂産品の表示、伝達事項について、優良誤認等に当たらないか、監督官庁や都道府県の監督部署に確認していること。	・表示について、監督官庁、業界団体等の指示、指導等に従っていることを含む。 ・表示には商品の添付物、別添のラベル、パンフレットやカタログ、ホームページの記述や表現を含む。					
	49	検査の実施	125	・必要な残留抗生物質／残留農薬／放射性物質／毒となる蜜源植物の混入の検査の実施と結果の保管	・出荷する養蜂産品の安全性を確保するため、養蜂産品について、周辺の状況や汚染に関する情報を収集し、必要に応じて検査すべき事項を定めていること。 ・養蜂産品の安全性の担保のために必要な検査を実施し、その結果を保管していること。	・検査すべき事項として、残留抗生物質、残留農薬、放射性物質、毒となる蜜源植物を含む。 ・出荷先が検査等を実施している場合は、その結果を可能な範囲で通知してもらうことを含む。 ・検査の代わりに、自治体等が実施した放射性物質汚染の検査結果を入手することも含む。					
			126	・必要な品質の検査／アレルゲン混入検査の実施と記録の保管	・出荷する養蜂産品の品質を確保するため、養蜂産品について、必要な検査すべき事項を定めていること。 ・品質に関する必要な検査を実施し、その結果を保管していること。	・(分析、目視、自主的に)検査すべき事項として、蜜源、糖度、重量、不純物、アレルゲンとなる花粉、結晶化の程度を含むこと。					
			127	・計量器の点検	・養蜂産品の品質や安全性の検査に活用する機器を把握し、必要に応じて点検していること。 ・計量法の対象となる養蜂産品を計量する器具に関し、適切に校正していること。	・糖度計、温度計、湿度計、水分計等を含む。 ・計量法に基づく2年ごとの校正検査を受けていることが確認できることを含む。 ・糖度計は、適期にメーカー等の校正検査を受けていることを含む。					
商品の管理	50	販売禁止の商品	128	・人体に悪影響のある商品の販売禁止	・毒のある蜜源となる植物を理解、把握した上で、必要に応じて検査を行っていること。 ・毒となる蜜源を含むハチミツを販売しないこと。	・毒のある蜜源(ホツツジ、サツキ、キョウチクトウ、トリカブトなど)が該当することを含む。					
	51	トレーサビリティの確保	129	・出荷する養蜂産品からインプットの遡及可能性の確保	・出荷する養蜂産品から、製造や収穫の記録をたどることができ、どの巣箱の設置場所(養蜂場)どの蜜源を中心に収穫されたものか確認できること。 ・収穫の記録から、与えた飼料、使用した動物用医薬品等が把握できること。	・複数の巣箱の設置場所(養蜂場)の養蜂産品が混合されても可とするが、表示や記録により確認できることを含む。					
			130	・蜜源／収穫から出荷する養蜂産品への追跡可能性の確保	・想定している蜜源、飼養している巣箱の設置場所(養蜂場)から得られた養蜂産品が、いつ、どこに出荷されたか確認できること。 ・収穫の記録から、出荷日、出荷先、もしくは保管場所、保管数量が把握できること。	・生産工程の管理(採蜜日、採蜜量、糖度等)の記録を含む。					
			131	・外部からの商品への苦情への対応手順の明確化	・出荷する養蜂産品、提供するサービスに関して、取引先から寄せられた苦情／問合せに対し、どの様に対応するか、明確に説明できること。 ・原因調査等のため、商品の出荷単位ごとにサンプルを保管していること。	・異物混入、発酵、異臭、量目不足、外装変形、伝達情報不足等を含む。 ・取引先からの問合せ、検査、原因調査に活用できるよう、必要な期間、一斗缶等の出荷単位ごとにサンプルを保管することを含む。					
			132	・内部からの商品への異常への対応手順の明確化	・出荷する養蜂産品、提供するサービスに関して、作業や関連事業者から提供された異常の報告に対し、どの様に対応するか、明確に説明できること。						
	52	商品への苦情、異臭、回収の対応	133	・商品回収等の手順の明確化と実施	・寄せられた苦情／問合せ、異常の報告に対し、出荷の停止、回収等の応急処置が必要な場合を明確に説明できること。						

作業者／入場者の管理	59	資格の保有	151	・品質／衛生／飼養管理／労働安全衛生の教育訓練の実施	・作業者に対し、計画に基づいた教育訓練を実施していること。	・証書や資料、参加者名簿等により、教育訓練の実施を証明できることを含む。			
			152	・品質／衛生／飼養管理／労働安全衛生に必要な資格の把握	・養蜂場を経営、運営するために必要な資格について、情報を収集し、把握していること。	・必要な資格には、自動車、農耕車両の運転免許、建設作業機械、クレーン車、フォークリフト等の運転技能講習、天井クレーン、はい作業、乾燥設備作業、ボイラー管理、刈払い機、チェーンソー等の特別講習、危険物、毒劇物取扱の資格などを含む。			
			153	・品質／衛生／飼養管理／労働安全衛生に必要な資格の取得	・養蜂場を経営、運営するために必要な資格を有する人員を確保していること。				
			154	・有資格者の配置と従事	・養蜂場を経営、運営するために必要な資格を有する人員のみが作業、もしくはその管理下で作業していること。	・大型特殊免許／建設作業機械／フォークリフト／チェーンソー等、機械の取扱いについては、有資格者のみ、燃料等の危険物／農業管理等、関連資材の取扱いについては、その管理下で作業が監視されていることを含む。			
	60	入場の管理	155	・入場者への注意喚起及び盗難防止措置	・養蜂場に入場する人員に対し、(食品安全上の)手指の消毒、巣箱への接触、衛生的な服装、(労働安全上の)服装／装備、立入禁止区域、(家畜衛生上の)巣箱の設置場所間の移動等の遵守すべき事項を明確にしていること。	・入場する人員には、養蜂場の作業者、見学者等を含み、見学や立入を制限、禁止事項も含む。			
					・養蜂場に入場する人員に対し、養蜂場に入場する際の環境保全、労働安全、ミツバチの快適な環境での使用上の注意事項を明確にしていること。				
					・養蜂場に係る盗難を防止するための掲示、対策を講じていること。	・関係者以外の立入を制限する掲示、巣箱等の固定、施錠できる保管庫に器具を保管する等を含む。			
	156	・防護装備の装着	・入場者には、ミツバチに刺されることがないように、適切な保護装備を装着していること。	・入場する人員には、養蜂場の作業者、見学者等を含む。					
	157	・入場／立入の制限	・養蜂場に入場する人員に対し、体調不良や注意事項への違反がある場合、入場を制限、もしくは巣箱の設置場所、衛生区域への立入りを制限していること。						
	61	作業者の衛生・健康管理	158	・健康状態の把握	・作業者に対し、日常的に健康状態を把握する仕組みがあること。	・日常的に朝礼時に体調を聞く、チェックシートに記録する、体調不良の際の連絡を徹底する、などを含む。			
					・作業者に対し、発熱、おう吐、下痢、手指のけが等の症状がある場合の処置を明確にしていること。				
			159	・作業者の衛生管理のルール	・作業者及び入場者には、ミツバチの毒に対するアレルギー(特にアナフィラキシー症状の発症リスク)がないか確認し、対策を講じていること。	・アナフィラキシーショックが生じないように、どのような管理(エビベン保持の確認、緊急連絡先の確保、保険加入等)を行うか、説明できることを含む。			
					・蜂群の内検、採蜜作業、巣箱の回収、巣箱の設置時の異物混入、汚染、病害虫のまん延を防ぐため、作業者の衛生管理のルールを定めていること。	・作業ごとの手指、靴裏の消毒、履き替え、手洗い、手袋の装着、交換を行うこと等を定めていることを含む。	・消毒液を使用する場合は、決められた、効果のある濃度で管理することを含む。		
	160	・衛生管理ルールの遵守	・衛生管理のルールを遵守し、異物混入、汚染、病害虫のまん延を防止していること。						
	161	・養蜂場間の移動	・作業者に対し、養蜂場間、巣箱の設置場所間の移動時の家畜衛生管理のためのルールを明確にしていること。						
62	衛生管理設備	162	・手洗い、足洗い設備の管理	・入場者、作業者の手指、靴底の洗浄、消毒のための設備を、必要な場所に必要数、整えていること。	・ミツバチの疾病予防、養蜂製品の汚染防止のために、養蜂場が必要と判断したタイミングで手指、靴底等を洗浄できる場所に、水洗設備、消毒用備品等を備えること、手洗い用の水を持参することを含む。				
				・入場者、作業者の手指、靴底の洗浄、消毒のための消毒用の備品を整えていること。					
		163	・トイレの管理	・入場者、作業者の人数に合わせ、トイレが必要な場所に必要数、整えていること。 トイレには、手指の消毒、靴底の消毒用の品類を整えていること。	・ミツバチの疾病予防、養蜂製品の汚染防止のために、養蜂場が必要と判断したタイミングでトイレを使用できるよう、利用可能なトイレを把握することを含む。				
164	・喫煙／飲食の制限	・熱中症対策以外の養蜂場での飲食を、指定場所に限定していること。	・飲食は異物混入、喫煙は山火事や異物混入の原因となるので、養蜂場での作業時には禁止(くわえたばこは厳禁)されることを含む。						
		・養蜂場における喫煙を、指定場所に限定していること。							
分野別スコア							0	0	0
63	労働安全責任者の責務	165	・労働安全衛生の責任者の配置	・養蜂場の運営、管理のため、労働安全衛生に関する責任者を決めていること。					
		166	・労働安全衛生に関する情報の更新	・労働安全衛生の責任者は、労働安全衛生法、施行規則、使用する機械／器具、作業場所等における労働安全に関する最新の情報を入手していること。 ・労働安全衛生の責任者は、入手した最新の情報を活用し、養蜂場の労働安全衛生環境を改善していること。					
	64	労働安全のリスク評価	167	・養蜂場の立地、生産工程、飼養時期等における労働安全衛生に関して脅威となる危険な場所・箇所／危険な作業／危険な環境／機械類／危険な生物をリスクとして抽出していること。	・危険な生物として、クマ、イノシシ、サル等の野生動物、スズメバチ、マダニを含む。				
・労働安全衛生のリスク評価には、巣箱の設置場所、暑熱環境下での作業、(蜂群の捕獲を含めた)高所作業、草刈機の使用、単独(一人)作業、夜間作業、長距離の移送作業を必ず含んでいること。 ・抽出した労働安全衛生に関するリスクを、発生する可能性と発生した場合の被害の大きさにより、リスクが高いか、低いかに評価していること。 ・作業者の健康状態としてアナフィラキシーを含み、評価されていること。				・その他、該当する場合の足場の悪い通路、重量物の運搬、燃料の取扱い、蜜蓋切りの刃物の取扱い、遠心分離機の回転、化学薬品の取扱い、高温になる装置への接触、運搬時の過積載防止等を含む。 ・アナフィラキシー対応について、「157健康状態の把握」を対象としていることを含む。					

労働安全	65	事故防止	168	・養蜂場内のヒヤリハットの活用によるリスク評価の見直し	・養蜂場で発生した労働安全衛生に関するヒヤリハットの情報を記録し、収集していること。 ・少なくとも年1回以上、入手した最新情報、養蜂場のヒヤリハットを活用し、労働安全衛生に関するリスク評価を見直していること。					
			169	・リスク評価に基づくリスク低減対策のルール化	・リスクを評価した結果を活用し、リスクを低減するための対策をルールとして定めていること。	・リスクの低減方法として、発生する可能性を低減する、発生した場合の被害の大きさを低減する方法を含む。 ・単独(一人)作業については、携帯電話等で定期的な連絡を取ること、行き先を必ず家族等に伝えることを含む。				
			170	・危険な作業に必要な装備、器具等の確保	・労働安全衛生のリスク評価に基づき、安全を確保するために必要な装備、器具等を確保していること。					
			171	・必要な装備、器具等の確実な装着	・安全を確保するために必要な装備、器具を正しく装着して作業していること。 ・山間部に入る際には、長袖、長ズボン、袖口、裾、襟元がしまった服装を装着すること。					
			172	・高齢者、未熟者への配慮	・リスクが高いと評価された場所、作業、環境、機械等については、高齢者、未熟者を従事させないよう努めること。					
	66	設備・機械の安全な使用	173	・使用する動力付き設備、機械の明確化	・養蜂場の運営、管理のために使用する動力付きの設備、機械を一覧にして管理していること。	・設備、機械の一覧には動力源、メーカー等問合せ先、取扱説明書等の有無、点検の頻度を含む。 ・動力付きの設備、機械には、設置型のポンプ、探査用遠心分離機、動力散布機、運搬に使用する車両、刈払機、チェーンソー、ブロワーなどの小型機械を含む。 ・法制度上必要な点検、整備を、適切に行っていることを含む。				
			174	・適切な使用方法、管理の把握	・動力付きの設備、機械について、問合せ先への確認、取扱説明書等により、適切な使用や管理の方法を把握していること。					
			175	・使用方法、管理の遵守	・動力付きの設備、機械について、適正な使用、管理方法を遵守していること。	・不適切な使用、管理として、運搬時の過積載、法的に必要な検査を実施しないことなどを含む。				
			176	・不適切な改造等の禁止	・動力付きの設備、機械について、不適切な改造等を施していないこと。	・不適切な改造には、安全装置の解除、安全カバーの取外しなどを含む。				
	67	事故発生時の対応	177	・労働災害事故発生時の緊急連絡体制の整備	・養蜂場の運営、管理について、労働災害が発生した場合の緊急連絡方法、緊急連絡先を定めていること。 ・緊急連絡方法、緊急連絡先を周知していること。	個人で運営されている養蜂場の場合は、(定時連絡、行き先の通知など)事故発生時に気付いてもらえるようにする方法、複数の人員により運営されている場合は、相互に連絡をとる方法を含む。				
			178	・事故発生時の訓練の実施	・労働災害事故発生時の備え、緊急連絡方法の訓練を行っていること。					
			179	・怪我への備え	・発生する可能性がある怪我に対し、応急手当ができる備品を用意していること。 ・ミツバチに刺された場合に、適切な処置ができること。	・ボイズリムバー、鏡、ピンセット、消毒液などを含む。 ・針を抜く、毒を抜く、水洗する、虫刺され薬を塗る、大量に刺された場合またはアナフィラキシーショックと思われる場合は医師の診察を受ける等の処置を含む。				
	68	労働災害に対する備え	180	・対象事業者の場合、労災保険への加入	・法人/常雇用者5名以上/経営者が特別加入済みの場合は加入が義務付けられていること。	従業員5名未満の個人事業主の場合、労災保険加入義務はないが、特別加入できる制度を利用することを含む。				
			181	・労災保険への特別加入	・可能な限り、作業に従事する経営者等は労災保険に加入していること。					
			182	・その他、傷害に対する保険への加入	・その他、経営者、作業員に対し、任意の保険制度を活用し、傷害等が発生した場合に補償できるように備えていること。	・傷害特約付きの生命保険、傷害保険、共済等を含む。 ・経営者、作業員がミツバチに刺された場合も対象となることを含む。				
	分野別スコア							0	0	0
	69	自然保護地域の把握	183	・養蜂場、蜜源が自然保護地域等であるかの確認	・養蜂場及び巣箱を設置する場所の蜜源について、自然保護地域等に該当するか、把握していること。					
			184	・自然保護地域等での許可、届出等の遵守	・養蜂場及び巣箱を設置する場所が自然保護地域等に該当する場合、許認可や届出等が必要か確認していること。 ・自然保護地域等に該当し、許認可や届出が必要な場合、適切に実施していること。					
			185	・自然保護地域での禁止事項の把握	・自然保護地域等に該当する場合、当該地域内での禁止される行為を把握し、遵守していること。	・禁止される行為には、景観を損ねる土地利用、野焼き/焚火、樹木の伐採、動植物や自然物(石や土)の採取等を含む。				
70	新規養蜂場の管理	186	・新規に養蜂場を設置する場合の環境リスクの評価	・新規に養蜂場を開設する場合、土壌汚染地域かどうか、周辺から農業等の汚染リスクがないか、確認していること。 ・新規の養蜂場に環境汚染リスクがある場合、適切に処置していること。	・その他、新規養蜂場が自然保護地域ではないか、蜜源は十分か、巣箱の設置場所は安全かなど、環境以外のリスク評価を行うことを含む。 ・新規の養蜂場を別の場所に移転する、汚染源とならないように周辺とのコミュニケーションをとる等、リスク低減対策を講じることを含む。 ・他者の土地への立入、及び土地の改変、樹木等を含む所有物に対し許可なく改変、伐採等を行うことは禁止されることを含む。					
		187	・養蜂場の環境整備	・養蜂場及び巣箱の設置場所について、養蜂に適した環境を整備していること。 ・休耕地や遊休農地を有効に活用していること。	・環境の整備には日陰、通風、水源の確保、巣箱の設置場所の安定化の措置、害獣の侵入防止対策などを含む。 ・許可を得て、養蜂場として活用する、蜜源とする等を含む。					
71	養蜂場の整備	188	・土壌流亡、崩落、水害の防止	・養蜂場及び巣箱の設置場所について、土壌の流亡、崩落、土石流、水害等が発生しないような措置を講じていること。	・土留めや石垣の整備、倒木や流木の撤去、溝浚いなどを含む。					

環境保全	72	周辺環境への配慮	189	・ミツバチの糞公害対策の実施	・ミツバチによる糞害が生じないように、巣箱の設置場所に注意している。				
			190	・周辺環境への配慮及び、住民への周知と理解の促進	・糞害が発生する可能性が指摘された場合、巣箱の出入り口の向きを変える、飛行高度を変更する措置を講じる、巣箱の設置場所を変更する等の対策を実施していること。	・学校や公園など、年少者の集まる場所の近くは避けることを含む。			
			191	・周辺住民への事故防止対策の実施	・養蜂場及び巣箱の設置場所の周辺住民に対し、養蜂場の活動を説明していること。	・地域で実施される環境整備、美化、保護活動に積極的に参加していることを含む。			
	73	生物多様性への配慮	192	・希少動植物の把握	・養蜂場及び巣箱の設置場所の地域を取決め、行事等を通じて、トラブルを回避し、理解を得る活動を行っていること。				
			193	・鳥獣被害対策での生物多様性への配慮	・養蜂場及び巣箱の設置場所の周辺住民に蜂に刺される事故が生じないように、養蜂場及び巣箱の設置場所への警告表示、周知徹底を行っていること。	・養蜂場及び巣箱の設置場所周辺に生息する希少な動植物について、把握し、配慮していること。			
	74	獣害対策	194	・獣害の把握	・養蜂場及び巣箱の設置場所で発生する鳥獣害を把握し、説明できること。	・駆除用の器具や糞等を放置せず、適切に撤去すること、目的外に使用しないことを含む。			
			195	・予防、観察、被害低減対策の実施	・鳥獣害が発生しないように情報収集に基づく予防措置を講じ、痕跡等を観察し、被害を最小限に食い止める措置を講じていること。	・鳥獣害対策を講じる際は、鳥獣保護法に抵触しないように適切に実施されることを含む。			
			196	・害獣を引き寄せないための活動	・鳥獣を引き寄せないために、養蜂場、及び巣箱の設置場所にハチミツ類、巣礎、撤去した幼虫等の残さ、残骸を残さないこと。	・クマ、ハクビシン、スズメバチ等を含む。			
	75	廃棄物の管理、資源の有効利用	197	・養蜂場からの廃棄物の把握	・鳥獣が忌避する臭いをつける、障害物等を設置する、見通しをよくする等の措置により、鳥獣を引き寄せない対策を講じていること。				
			198	・廃棄物の適正な処分	・養蜂場から排出される廃棄物を把握し、一覧を作成していること。	・養蜂場からの廃棄物には、動物用医薬品の空き容器、肥料袋や防草シート、マルチ資材などの廃プラスチック、機械／器具等の金属、巣箱等の残骸、出荷できない養蜂産品、ビン類、洗浄した蜂蜜等の廃液などを含む。			
			199	・必要な記録の作成、保管	・廃棄物の一覧には、処分までの一時保管及び処分方法、処分の時期、リユース、リサイクルの方法を明確にしていること。	・一斗缶や巣箱など産業廃棄物となるものを把握し、適切に処分していること、リユース可能な缶類、ビン類を再利用していること、金属、紙類等をリサイクルしていることを含む。			
	76	省エネルギーの推進	200	・燃料／オイル類の適切な保管	・廃棄物の処分方法は、自治体など関連機関に問合せし、適切であることを確認していること。	・自治体に確認した上で、許可が得られた場合は巣枠は焼却処分することを含む。			
201			・使用量の把握と省エネルギー計画の立案	・出荷できない養蜂産品のうち、蜂群の維持のために使用するハチミツ、花粉等は、劣化しないように適切に保管し、使用していること。	・出荷できない養蜂産品を蜂群の維持のための栄養源として使用する場合も、一時的に廃棄物として一覧に含む。				
分野別スコア									
							0	0	0
総スコア							0	0	0